

平成 2 9 年 第 4 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 9 年 4 月 2 8 日)

召集年月日 平成29年4月28日(金)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成29年4月28日 午後2時57分

閉会 平成29年4月28日 午後3時40分

出席農業委員(10名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門
4番 岡 秀夫 5番 山本 修 6番 神野 淳一
8番 松宮 重信(職務代理) 11番 櫻井 隆治
12番 松井 厚雄 14番 古池 洋子

欠席委員(3名)

7番 桑田 建太郎 9番 細川 正博 10番 木村 憲雄

出席事務局

局長 板谷則昭 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による農地の一時転用許可申請審議について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

報告第7号 農地変換届について

事務局長

皆さんご苦労様です。
(板谷農林水産振興課長人事異動に伴う事務局長就任挨拶)
ただ今から、平成29年第4回おおい町農業委員会を開催いたします。
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
7番 桑田委員、9番 細川委員、10番 木村委員の
3名より欠席の連絡を受けております。
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております
3議案と報告1件を予定しております。
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつ
をいただきたいと存じます。
会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成29年第4回おおい町農業委員会を招集
させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、
ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた
だきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、10名でございまして、おおい町農
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま
す。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせ
て頂きます。

[日程1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、
恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろ
しいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、3番 菅原委員と 4番 岡委員さんを指名
いたします。

[日程 2]

議 長 日程2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第9号は、〇〇〇の〇〇氏の農地2筆を〇〇〇〇の〇〇氏が取得するものであります。詳細は、事務局書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案資料説明)
申請人同士は親戚とのことで、譲受人の〇〇氏が以前より管理されています。
許可基準は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

溝口委員 はい、議長

溝口委員 本案につきましては、25日の午前に、木村委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。
畑は草刈りの管理がされておりましたし、田は〇〇〇〇が借受け作付けられており問題ないものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議長　　日程3 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による農地の一時転用許可申請審議について を議題とします。議案の内容について事務局から説明致します。

局長　　はい、議長
議案第10号は、〇〇〇〇の〇〇氏が農地の上に太陽光発電設備を設置したものの、延長申請であります。詳細は、事務局書記に説明させます。

書記　　はい、議長
議案内容説明の前に、営農型太陽光発電設備についてご説明します。

農地に太陽光発電設備を建てる場合、第2種・第3種農地であれば転用による設置が可能です。

農用区域内や第1種農地では、発電設備の支柱部分のみを転用し、パネルの下で営農を行う場合に限り、許可が可能です。また、転用部分は3年間の一時転用となり、営農に問題がなければ、再申請・再許可となります。

営農については、転用申請時に営農計画を提出し、その後、作物の収量状況を、収穫した年の翌年2月末までに福井県知事に提出することとなります。

それでは、議案第10号についてご説明いたします。
(議案第10号資料説明)

申請地は、土地改良した農地でありますので、第1種農地となりまして、パネルの下ではウドや栗が作付けられています。

設置されている太陽光発電設備は1本の支柱に6m×6mの1枚のパネルが乗り、そのパネルが太陽方向を向きながら回転します。発電設備の操業期間は契約当初から30年間で、発電された電気は全て電力会社へ売られています。

この申請の許可基準は第1種農地の一時的な利用の一

時転用に該当し、許可できるものと判断されます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

溝口委員 　　はい、議長

溝口委員 　　この申請も25日に木村委員と現地を確認しまして、パネルの下にウドや栗が作付けされているのを確認し、再申請されることに問題ないと判断しました

議長 　　ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問)

古池委員 　　新聞で問題になっていた他の市町の太陽光発電とは違うものなのか。

書記 　　新聞の太陽光発電は、地面に直接パネルを置くもの。
今回の申請はパネルの下で農作業をするもので違うものです。

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第10号 農地法第4条第1項の規定による農地の一時転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議長 　　日程4 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題とします。

書記 (位置図により回答)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 5]

議長 日程5 報告第7号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第7号は〇〇他全9筆を畑にする変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 それではご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 畑に畑地転換の届が必要なのか。

次長 盛土のみの畑地転換を防止するもので、畑に盛土する場合も届出を求めています。

櫻井委員 作付けの果樹の種類は。

書記 詳細な記載がないので、以降の届出には詳細な記載を指導します。

櫻井委員 〇〇で集落営農は出来るのか。

古池委員 3月の人・農地プラン委員会に農業委員会から参加し、〇〇の計画が出ていた。

議 長 これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

- ・活動記録セットの配布及び記入依頼
- ・次回開催日報告

議 長 それではこれで、平成29年第4回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。